地方公共団体情報システムの ガバメントクラウドの利用について 【第 2.1 版】

令和6年(2024年)7月

デジタル庁

【構成】

1	1. 本文書の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	2. ガバメントクラウドの定義・・・・・・・・・・・・・・・2	
3	3.ガバメントクラウドの提供方式・・・・・・・・・・・・・・・2)
	3.1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
	3.2 ガバメントクラウド個別領域の使途等・・・・・・・・・・・・1	2
	3.3 ガバメントクラウドに構築可能なシステム・・・・・・・・・・1	3
	3.4 提供環境への権限設定・・・・・・・・・・・・・・・・・1:	3
7	4.ガバメントクラウド共同利用方式における責任分界・・・・・・・・・1	7
	4.1 システム管理上の責任分界・・・・・・・・・・・・1	7
	4.2 SLA · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Э
	4.3 ガバメントクラウドに起因して地方公共団体に発生した損害の賠償責任・・・2	1
	4.4 個人情報等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・2	3
Ę	5.ガバメントクラウド単独利用方式における責任分界・・・・・・・・・・2	4
	5.1 システム管理上の責任分界・・・・・・・・・・・・・・24	4
	5.2 SLA · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	5.3 ガバメントクラウドに起因して地方公共団体に発生した損害の賠償責任・・・2	5
	54個人情報等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

1. 本文書の目的

本文書は、地方公共団体が、標準準拠システム(標準化基準(地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準をいう。以下同じ。)に適合する基幹業務システムをいう。以下同じ。)及び関連システム(3.3 において規定する「関連システム」をいう。)をガバメントクラウド上で運用管理する場合における、デジタル庁、地方公共団体、CSP(2において規定する「CSP」をいう。)、ガバメントクラウド運用管理補助者(3.1.2において規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。)及びASP(3.1.3において規定する「ASP」をいう。)、回線運用管理補助者及び通信回線事業者間の責任分界の考え方を示すものである。

それぞれの主体間の責任分界については、主体間の契約によって規定されるところ、本文書は、これらの者が契約で規定すべき相互関係の全体像を示すことにより、地方公共団体、ガバメントクラウド運用管理補助者、ASP、回線運用管理補助者及び通信回線事業者がガバメントクラウドを利用する上で責任を有する範囲を明確化し、もってデジタル庁、地方公共団体、CSP、ガバメントクラウド運用管理補助者、ASP、回線運用管理補助者及び通信回線事業者が講ずるべき措置を明らかにすることを目的とする。

2. ガバメントクラウドの定義

本文書におけるガバメントクラウドとは、デジタル庁が「ガバメントクラウド概要解説 3 概要」のとおり規定するものであって、当該クラウド上で標準準拠システム等(標準準拠システム及び関連システムをいう。以下同じ。)が利用できるよう、地方公共団体に対し提供するクラウドサービスをいう。デジタル庁は、CSP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のクラウドサービスリストに登録されたクラウドサービスから一定の規定する要件を満たすものを提供する事業者をいう。以下同じ。)と契約を締結する。

本文書のほか、ガバメントクラウドに関する基本的な事項については、「ガバクラ概要解 説 | 等関連文書についても参照されたい。

3. ガバメントクラウドの提供方式

3.1 基本的な考え方

3.1.1 ガバメントクラウド個別領域利用権限

地方公共団体が、ガバメントクラウドのクラウドサービスを利用するためには、ガバメントクラウドのクラウドサービスを利用する権限を有する必要がある。

地方公共団体は、ガバメントクラウドのクラウドサービスを利用する権限を得るために、CSP と個別の契約を締結するのではなく、より効率的に調達を行うため、デジタル庁が、CSP と「ガバメントクラウド提供契約」を締結し、CSP からガバメントクラウドのクラウドサービスを一括して提供を受けるとともに、デジタル庁が、地方公共団体と「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」を締結して、地方公共団体に対し、一括して提供を受けたガバメントクラウドのクラウドサービスを、それぞれの地方公共団体が利用できる範囲(以下「ガバメントクラウド個別領域」という。)に分けてクラウドサービスを利用する権限(以下「ガバメントクラウド個別領域利用権限」という。)を付与する。

3.1.2 ガバメントクラウド運用管理補助者

地方公共団体は、自ら直営で、ガバメントクラウド個別領域利用権限を行使し、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理をする方式(以下「ガバメントクラウド 単独利用方式」という。)を採用することが可能である。

この場合、地方公共団体は、事業者と「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結し、ガバメントクラウド個別領域利用権限の一部又は全部を当該事業者(以下「ガバメントクラウド運用管理補助者」という。)に付与し、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理の補助を委託することができる。

¹ 当該利用権限は、ガバメントクラウド個別領域の停止、廃止等を含む、当該ガバメントクラウド個別領域に係る全ての権限である。

3.1.3 ガバメントクラウド共同利用方式の推奨

一方で、複数の地方公共団体が同一のガバメントクラウド運用管理補助者に委託をする場合(複数の地方公共団体による委託が予定される場合の当初の一の地方公共団体による委託の場合を含む。)、当該ガバメントクラウド運用管理補助者に対し、運用管理に必要となるガバメントクラウド個別領域利用権限を付与し、当該ガバメントクラウド運用管理補助者が、複数の地方公共団体のガバメントクラウド個別領域利用権限を行使してクラウドサービスの運用管理を行う方式(以下「ガバメントクラウド共同利用方式」という。)を採用することも可能である(図3)。

ガバメントクラウド共同利用方式のメリットは、主に次の3点である。

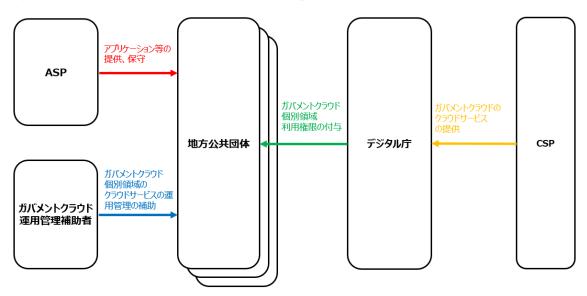
第1に、ガバメントクラウド共同利用方式において3.1.4 で後述するように契約関係上はガバメントクラウド個別領域利用権限をデジタル庁が地方公共団体に付与し、地方公共団体が保有するが、地方公共団体がガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理を個別に行わないことを前提として、手続き上は地方公共団体を介さず、デジタル庁が直接、ガバメントクラウド運用管理補助者においてガバメントクラウド個別領域利用権限を行使できるよう措置することとし、関係者間での手続きを簡素化する。

第2に、ガバメントクラウド共同利用方式を採用した場合、地方公共団体がASP(地方公共団体が標準準拠システム等を利用するために、業務アプリケーション等の構築、提供、運用保守等の提供を受ける一切の事業者(ガバメントクラウド運用管理補助者を除く。)をいう。以下同じ。)から提供を受けるアプリケーションを選択し、当該アプリケーションの利用に必要なクラウドサービスの運用管理をガバメントクラウド運用管理補助者に委ねることで、地方公共団体は既製品のシステムを利用するのに類似した利用形態を採用することが可能となり、運用管理の負担を軽減できることが期待される。

第3に、ガバメントクラウド共同利用方式においては、ガバメントクラウド運用管理補助者があらかじめ運用管理の方法等を提案してそれを複数の地方公共団体が選択することで、複数の地方公共団体のガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理を効率的にまとめて行うことが可能となる。

地方公共団体は、ガバメントクラウド共同利用方式若しくはガバメントクラウド単独利用方式のいずれか又は両方を合わせた方式によりガバメントクラウドを利用することができるが、上述のとおり、ガバメントクラウド及び地方公共団体の標準準拠システム等の効率的な運用の観点から、デジタル庁としては、ガバメントクラウド共同利用方式を選択することを推奨する。

図1 ガバメントクラウドの提供方式の基本的枠組み



3.1.4 ガバメントクラウド提供に関する契約関係

<注>標準化法に基づき定められる「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(令和5年9月8日閣議決定)において、「地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料については、クラウド利用料は地方公共団体が現行システムで負担する運用経費に相当するものであること、標準準拠システムを効率的に構築・運用していくための競争環境を適切に確保していく必要があること、ガバメントクラウド上の各種サービスへの円滑な接続など他の環境にはない利点があることを踏まえ、ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担する。利用料の負担方法については、利用料等の見通しや先行事業等での検証結果などを明らかにした上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体が協議して検討を行い、令和6年度(2024年度)予算編成と併せて具体化を進め、デジタル庁が別途定める。」とされていることから、以下のガバメントクラウド利用料の具体的な負担の方法についての記述は、地方公共団体に負担を求める場合の原則的な考え方について記載をしているものであり、今後の負担の方法の詳細化を検討する過程を通じて変更があり得る。

① ガバメントクラウド共同利用方式/単独利用方式に共通する契約関係

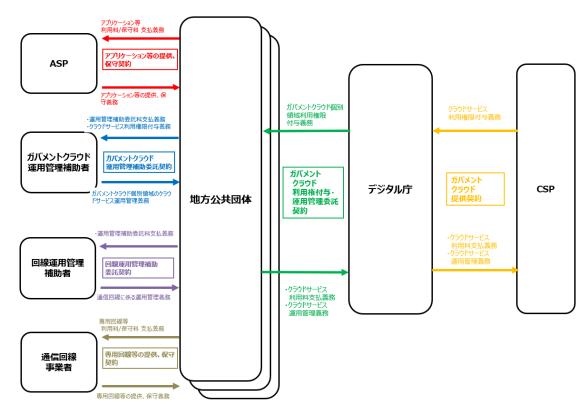
ガバメントクラウド共同利用方式/単独利用方式に共通して、デジタル庁、地方公共団体、CSP、ガバメントクラウド運用管理補助者、ASP、回線運用管理補助者及び通信回線事業者のうち2者間では主に以下の(r)~(n)06本の契約関係があり、図2のとおりとなる。

- (ア) ガバメントクラウド提供契約 (デジタル庁・CSP間)
- (イ) ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約 (デジタル庁・地方公共団体

間)

- (ウ) ガバメントクラウド運用管理補助委託契約(地方公共団体・ガバメントクラウド 運用管理補助者間)
- (エ) アプリケーション等の提供・保守契約(地方公共団体・ASP間)
- (オ) 回線運用管理補助委託契約(地方公共団体・回線運用管理補助者間)
- (カ) 専用回線等の提供保守契約(地方公共団体・通信回線事業者間)

図2 地方公共団体へのガバメントクラウド提供に関する契約関係



(ア) ガバメントクラウド提供契約(デジタル庁・CSP間)

デジタル庁は、地方公共団体が利用するクラウドサービスをまとめて提供するため、CSP と「ガバメントクラウド提供契約」を締結する。

具体的には、次の内容の契約を締結する。

- ・ デジタル庁は、CSP に対し、クラウドサービス利用の対価として地方公共団体から受領したクラウドサービス利用料相当額を支払う。
- ・ CSP は、デジタル庁に対し、地方公共団体が利用するクラウドサービスを提供する。
- デジタル庁は、地方公共団体が利用するクラウドサービスの運用管理義務を負う。

- (イ) ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約(デジタル庁・地方公共団体間) デジタル庁は、それぞれの地方公共団体に対しクラウドサービスを提供するため、それぞれの地方公共団体と「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」を締結する。 具体的には、次の内容の契約を締結する。
 - ・ 地方公共団体は、デジタル庁に対し、クラウドサービス利用料を負担する。
 - · デジタル庁は、個々の地方公共団体に対し、ガバメントクラウド個別領域利用権限を付 与する。
 - ・ デジタル庁は、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理を地方公共 団体に委託し、地方公共団体は当該クラウドサービスの運用管理義務を負う。
 - ・ 地方公共団体がガバメントクラウドに格納するデータについては、地方公共団体が利用 等をする権利(※)を有し、かつ、管理する責任を負う。ただし、データの利用等や管 理に関して本文書 4.1①注 10 及び 5.1①注 21 記載のような要請が生じた場合に、デジ タル庁が権限を行使することがある。
 - ※ 「データ」について「利用等をする権利」とは、経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン―データ編―」(令和元年12月)16~17頁・注25の「我が国では、データ・オーナーシップの権利の内容について、例えば、データベースの著作権、営業秘密保護に係る権利、個人情報保護法に基づく権利等の法律上の権利、並びに、データに対するアクセス権、利用権、保有・管理に係る権利、複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権、消去・開示訂正等・利用停止の請求権等の契約上の権利等を包含する概念であると整理されることもある」といった内容の権利を想定している。
- (ウ) ガバメントクラウド運用管理補助委託契約(地方公共団体・ガバメントクラウド運用管理補助者間)

地方公共団体は、ガバメントクラウドの運用管理を行う事業者と「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結して、ガバメントクラウド個別領域利用権限の一部又は全部を付与し、当該ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理を委託することができる(ガバメントクラウド共同利用方式においては前提となる。)。

具体的には、次の内容の契約を締結する。

- ・ ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理義務を負う。
- ・ 地方公共団体は、ガバメントクラウド運用管理補助者に対し、地方公共団体がデジタル 庁との間で「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」を締結することを条 件としてガバメントクラウド個別領域利用権限の全部又は一部を付与する。
- ・ 地方公共団体は、ガバメントクラウド運用管理補助者による運用管理の対価として、ガ

バメントクラウド運用管理補助者に対し、運用管理委託料を支払う。

・ 一つの団体において、複数のガバメントクラウド運用管理補助者が受託することも想定 されることから、団体と複数のガバメントクラウド運用管理補助者の間の調整を行う、 統括的な運用管理補助者を定めることも妨げるものではない。

(エ) アプリケーション等の提供・保守契約(地方公共団体・ASP間)

地方公共団体は、ガバメントクラウド個別領域において標準準拠システム等のアプリケーション等を利用するため、ASPと「アプリケーション等提供・保守契約」を締結する。 具体的には、次の点について締結することになる。

- ・ 地方公共団体は、ASP に対し、デジタル庁から利用権限を付与されるガバメントクラウ ド個別領域等においてアプリケーション等を提供・保守することを承認する。
- ・ ASP は、地方公共団体に対し、ガバメントクラウド個別領域等において標準準拠システム等のアプリケーション等を提供し、保守を行う。
- ・ 地方公共団体は、ASP に対し、アプリケーション等利用料・保守料を支払う。

なお、同一事業者が、ASP とガバメントクラウド運用管理補助者を兼務することは可能である。

(才) 回線運用管理補助委託契約(地方公共団体·回線運用管理補助者間)

地方公共団体は、ガバメントクラウドの利用の際に用いる通信回線の運用管理を行う事業者と「回線運用管理補助委託契約」を締結して、地方公共団体による回線の運用管理の補助を委託することができる。

具体的には、次の内容の契約を締結する。

- ・ 回線運用管理補助者は、地方公共団体がガバメントクラウドの利用の際に用いる通信回線の運用管理義務を負う。
- ・ 地方公共団体は、回線運用管理補助者による運用管理の対価として、回線運用管理補助 者に対し、運用管理委託料を支払う。

(カ) 専用回線等の提供保守契約(地方公共団体・通信回線事業者間)

地方公共団体は、ガバメントクラウドを利用する際に用いる通信回線の調達・保守のため、 通信回線事業者と「専用回線等の提供・保守契約」を締結する。

なお、同一事業者がガバメントクラウド運用管理補助者と回線運用管理補助者を兼務することは可能である。

② ガバメントクラウド共同利用方式の契約関係

(i) 地方公共団体・ガバメントクラウド運用管理補助者間の「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」

地方公共団体は、標準準拠システム等のアプリケーション等を提供する ASP やガバメントクラウド運用管理補助者と協議し、地方公共団体・ガバメントクラウド運用管理補助者間で、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理の補助業務をガバメントクラウド運用管理補助者に委託する 3.1.4 (ウ)「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」を締結する。

(ii) デジタル庁・地方公共団体間の「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」 地方公共団体は、デジタル庁に対し、標準準拠システム等のアプリケーション等を ガバメントクラウド上で利用することや「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」 を締結したガバメントクラウド運用管理補助者等にガバメントクラウド共同利用方 式を希望すること等を記載したガバメントクラウドの利用申請(以下「利用申請」と いう。)をデジタル庁が指定する方法で行う。

デジタル庁は、当該利用申請が別途デジタル庁の定める基準に適合するものであると認めるときは、当該利用申請を承認する。その上で、デジタル庁・地方公共団体間で3.1.4(イ)「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」を締結する²。

ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約上、ガバメントクラウド個別領域利用権限についてはデジタル庁からの付与を受けて地方公共団体が保有するが、ガバメントクラウド共同利用方式においては、手続きとしては、地方公共団体がガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理を個別に行わないことを前提として、デジタル庁が地方公共団体を介さず直接に、ガバメントクラウド運用管理補助者においてガバメントクラウド個別領域利用権限を行使できるよう措置すること

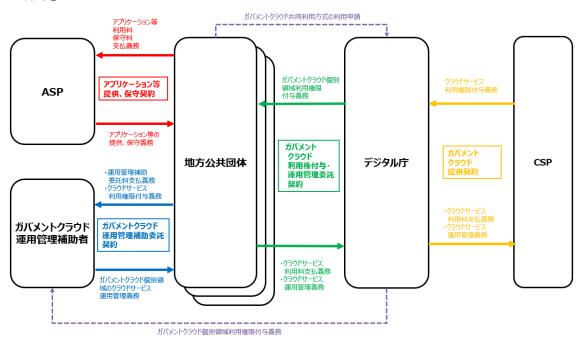
² デジタル庁は、地方公共団体に対し、ガバメントクラウド個別領域利用権限を付与し、地方公共団体と運用管理補助者間の契約をもとに、運用管理補助者に対してもガバメントクラウド個別領域利用権限を設定する。デジタル庁はガバメントクラウド個別領域に対して、「監査ログの取得設定など、ガバメントクラウドの維持管理に必要な設定等の処理」及び「地方公共団体の事前承諾を得た作業」を除きアクセスしないことを約する。デジタル庁はアクセスの有無、アクセスに関する設定変更の有無についてのレポートを地方公共団体に必要に応じて定期的に提供し、レポート含めたこれら運用に関して第三者からの監査を受ける。この場合、ガバメントクラウド個別領域利用権限を付与した後、デジタル庁の有するガバメントクラウド個別領域利用権限に対し多要素認証(MFA)によるログイン制御を行い、当該 MFAに係る暗号鍵を、利用申請した地方公共団体から委託を受けたガバメントクラウド運用管理補助者に預託することにより、デジタル庁は当該地方公共団体の同意なく権限を行使出来ないようにする。

とし、手続きを簡素化する。

(注1)共同利用方式の場合、複数の地方公共団体が同一のクラウドサービスを利用することも可能となる。この場合、デジタル庁が複数の地方公共団体分のクラウドサービス利用料を受領した上で、合計額相当額を CSP に支払う。

(注2)地方公共団体が負担するクラウドサービス利用料の金額については、当該地方公共団体の標準準拠システム等が利用するクラウドサービスに応じて CSP がデジタル庁に請求することとなる金額に相当する額とすることを原則とし、その具体的な算出方法などについては別途定める。

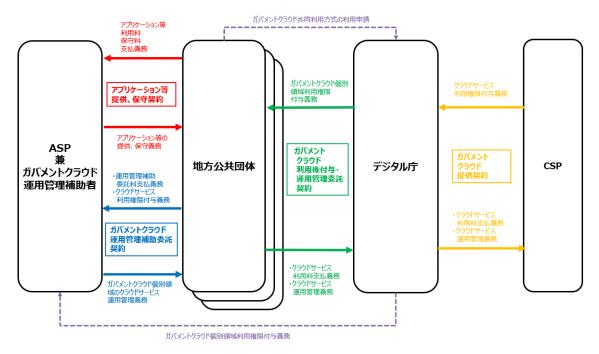
図3 ガバメントクラウド共同利用方式における「ガバメントクラウド個別領域利用権限の付与 |



(iii) 地方公共団体・ASP 間の「アプリケーション等提供・保守契約 |

地方公共団体・ASP 間で標準準拠システム等の利用に関する「アプリケーション等 提供・保守契約」を締結する。また、ガバメントクラウド運用管理補助者と ASP が同 一の者となることも想定され、この場合、権利義務関係は簡素化される。

図4 ASP とガバメントクラウド運用管理補助者が同一の者となる場合



なお、「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」の当事者となるガバメントクラウド 運用管理補助者、「アプリケーション提供契約」の当事者となる ASP 及び地方公共団体の 3 者において、ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者に帰責性のある損害が発生した 場合にガバメントクラウド運用管理補助者と ASP 間で、地方公共団体の意向も踏まえた上 で、デジタル庁を介さずに直接損害賠償請求を行うことを可能にする旨の合意をすること も選択肢として想定される。

ガバメントクラウドの機能停止、機能低下、損壊等(SLA 不充足を含む。)による損害又は標準準拠システム等の機能停止、機能低下、損壊等による損害が発生した場合に生じるデジタル庁、地方公共団体及び ASP 等(ASP 及び ASP がガバメントクラウド運用管理補助者を兼ねる場合の当該ガバメントクラウド運用補助管理者をいう。以下同じ。)の 3 者の間で想定される契約責任は、表 1 のとおりとなる 3。詳細については後述する。

_

³ 個別の契約責任については、各主体の間での具体的な合意内容による。

表 1 ガバメントクラウド共同利用方式においてガバメントクラウドの機能停止、機能低下、 損壊等(SLA 不充足を含む)による損害又は標準準拠システム等の機能停止、機能低下、 損壊等による損害が発生した場合の契約責任

	A.デジタル庁に損害発生	B.地方公共団体に損害発生	C.ASP 等に損害発生(主に標準
			* ****
	(主にクラウドの損壊	(主にクラウド又は標準	準拠システム等の損壊によ
	による損害を想定)	準拠システム等の機能停	る対応工数発生等の損害を
		止・機能低下による損害を	想定)
		想定)	
(1)デジタル庁に損害	・デジタル庁固有の損害に	デジタル庁は地方公共団体	地方公共団体は ASP 等に対
についての帰責性	ついてはデジタル庁自ら	に対しガバメントクラウド	し、アプリケーション等提供・
あり	の責任で自らに損害が生	利用権付与·運用管理委託契	保守契約上又はガバメントク
	じた場合であるため賠償	約上の賠償責任を負う	ラウド運用管理補助委託契約
	責任が生じない		上の賠償責任を負い、デジタ
	·CSP に損害が発生した場		ル庁はガバメントクラウド利
	合、デジタル庁は CSP に対		用権付与・運用管理委託契約
	してガバメントクラウド		上、地方公共団体から求償を
	提供契約上の賠償責任を		受け当該損害の賠償責任を負
	負う		う
(2)地方公共団体に損	地方公共団体はデジタル	地方公共団体自らの責任で	地方公共団体は ASP 等に対し
害についての帰責	庁に対しガバメントクラ	自らに損害が生じた場合で	アプリケーション等提供・保
性あり	ウド利用権付与・運用管理	あるため賠償責任が生じな	守契約上又はガバメントクラ
	委託契約上の賠償責任を	()	ウド運用管理補助委託契約上
	負う		の賠償責任を負う 4
(3)ASP等に損害につ	地方公共団体はデジタル	ASP 等は地方公共団体に対	ASP 等自らの責任で自らに損
いての帰責性あり	庁に対し、ガバメントクラ	しアプリケーション等提供・	害が生じた場合であるため賠
	ウド利用権付与・運用管理	保守契約上又はガバメント	償責任が生じない
	委託契約上の損害賠償責	クラウド運用管理補助委託	
	任を負い、ASP 等はアプリ	契約上の賠償責任を負う	
	ケーション等提供・保守契		
	約上又はガバメントクラ		
	ウド運用管理補助委託契		
	約上、地方公共団体から求		
	償を受け当該損害の賠償		
	責任を負う		

③ ガバメントクラウド単独利用方式の契約関係

(i) デジタル庁・地方公共団体間の「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」 地方公共団体は、デジタル庁に対し、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービ スに対する運用管理を自ら行いながら当該クラウドサービスを利用した標準準拠シス テム等を単独で利用する旨を申請する。

地方公共団体は、当該申請に対するデジタル庁の承認を得た場合には、デジタル庁と、

⁴ 地方公共団体と ASP の契約責任の関係については、両者の契約により上記以外の関係とすることも差し支えない。

ガバメントクラウドの利用に関して 3.1.4 (イ)「ガバメントクラウド利用権付与・運用 管理委託契約」を締結する。

(ii) 地方公共団体・ガバメントクラウド運用管理補助者間の「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」

地方公共団体は、ガバメントクラウド運用管理補助者と、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理に係る 3.1.4 (ウ)「ガバメントクラウド運用管理補助 委託契約」を締結することができる。

(iii) 地方公共団体・ASP 間の「アプリケーション提供契約」

地方公共団体・ASP 間で標準準拠システム等の利用に関する「アプリケーション等 提供・保守契約」を締結する。

共同利用方式の場合と同様、単独利用方式においても、ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」の当事者となるガバメントクラウド運用管理補助者、「アプリケーション提供契約」の当事者となる ASP 及び地方公共団体の 3 者において、ガバメントクラウド運用管理補助者の帰責性により ASP に損害が発生した場合にガバメントクラウド運用管理補助者と ASP 間で、デジタル庁を介さずに直接損害賠償請求を行うことを可能にする合意をすることも選択肢として想定される。

また、ガバメントクラウド運用管理補助者と ASP が同一の者となることも想定され、この場合、権利義務関係は簡素化される。

単独利用方式の場合であってもガバメントクラウドの利用や管理についての責任主体、権利義務関係は共同利用方式と異ならないため、ガバメントクラウドの機能停止、機能低下、損壊等(SLA 不充足を含む。)による損害又は標準準拠システム等の機能停止、機能低下、損壊等による損害が発生した場合に生じるデジタル庁、地方公共団体、ASP等の3者の契約責任は、ガバメントクラウド共同利用方式と同様である(表1)。

3.2 ガバメントクラウド個別領域の使途等

ガバメントクラウド個別領域利用権限を有する者 5は、以下の点について厳守する。 当該ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスは、検証及び本番稼働、災害対策等 の地方公共団体がガバメントクラウド上で業務を行うための利用に限って提供されるもの

⁵ ガバメントクラウド共同利用方式の場合はガバメントクラウド運用管理補助者の役職員であり、ガバメントクラウド単独利用方式の場合は地方公共団体の職員又はガバメントクラウド 運用管理補助者の役職員である。

であることから、ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者は標準準拠システム等の開発行為等専ら ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者の利益になる行為に利用してはならない ⁶。

なお、デジタル庁は、ガバメントクラウド個別領域に対する初期設定、利用権限の付与や 監査ログの収集管理等のガバメントクラウド個別領域に共通する管理機能をガバメントク ラウド管理領域において提供する。ガバメントクラウド管理領域は、ガバメントクラウド個 別領域とは別の領域であり、後述するとおり、デジタル庁にガバメントクラウド個別領域内 の機能の利用を可能とする権限を付与するものではない。

3.3 ガバメントクラウドに構築可能なシステム

- ① ガバメントクラウドに構築可能なシステム ガバメントクラウドに構築可能なシステムは、次のとおりである。
 - (a) 標準準拠システム
 - (b) 関連システム

② 関連システム

関連システムは、標準準拠システムと業務データのファイル連携等を行うシステムの他、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムについて対象とする⁷。

3.4 提供環境への権限設定

① ガバメントクラウド共同利用方式の場合 ガバメントクラウド個別領域利用権限を付与されたガバメントクラウド運用管理補助者

⁶ 例えば、標準準拠システム等を開発する行為は、当該開発により完成した標準準拠システム 等を他の地方公共団体向けに再販することが ASP の利益となるため、提供される環境内で当 該開発行為を実施してはならない。一方、実際のデータをセットアップした上でシステムエ ンジニアがテストを行う行為は、クライアントの地方公共団体ごとにデータをセットアップ し調整を行う必要があり、ガバメントクラウド上で業務を行うため必須の行為であるため、 提供される環境内で行うことができる。ただし、ガバメントクラウド等に関連する固有の環 境や固有の機能の検証が必要な場合は、実際のデータの導入を前提とせずに提供される環境 内で行うことができる。また、地方公共団体職員が操作研修を行う行為は、地方公共団体が ガバメントクラウド上で業務を行うために必須の行為であるため、提供される環境内で行う ことができる。

⁷ システムについて、セキュリティなどの別の制約(例:基幹業務システムについては、インターネット等への接続が一般的に認められていない。)がある場合は、その制約に従うものであり、関連システムと判断されることをもって当該制約が解除されるものではない。

は、当該ガバメントクラウド運用管理補助者の中から指定した者(①において「担当者」という。)にガバメントクラウド個別領域利用権限に基づく行為を行わせるとともに、当該担当者の行為について責任を負うものとする。担当者以外にガバメントクラウド個別領域利用権限に基づく行為を行わせてはならない。

また、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウド個別領域利用権限に基づき行う業務を委託する場合(再委託等を含む。)には、委託を受けた者のうち当該ガバメントクラウド運用管理補助者が必要と認める者(①において「委託先担当者」という。)に、ガバメントクラウド個別領域利用権限を付与することができる。この際、当該ガバメントクラウド運用管理補助者は、委託先担当者がガバメントクラウド個別領域利用権限に関する規定を遵守するよう監督するとともに、当該ガバメントクラウド個別領域利用権限に基づき委託先担当者が行った行為について責任を負うものとする。

担当者、委託先担当者の位置づけも含めた共同利用方式における各主体の関係を図示すると図5のとおりとなる。

共同利用方式 デジタル庁 ガバメントクラウド ガバメントクラウド全体 契約上の利用権 利用権付与・運用管理委託 に基づく利用 A地方公共団体 B地方公共団体 ガバメントクラウド A~C地方公共団体 C地方公共団体 運用管理補助者が に利用権が付与された 直接に運用管理 ガバメントクラウド ガバメントクラウド 運用管理補助委託 個別領域 A ~C地方公共団体が委託した 運用 ガバメントクラウド運用管理補助者 管理 担当者 補助 委託 監督責任 委託先 運用管理 補助の一部 委託先担当者

図5 共同利用方式における各主体の関係図

ガバメントクラウド個別領域利用権限の具体的な権限設定については、次の表のとおり 行う。

表 2 ガバメントクラウド共同利用方式におけるガバメントクラウドの利用に係る諸権限

本文書に	設定を受ける者	数	設定される権限	設定する者	備考
おける名					
称					
デジタル	デジタル庁の職	1	ガバメントクラウド	デジタル庁	デジタル庁単独で行使でき
庁	員		個別領域利用権限に		ないよう、技術的に制御する
			係る全権限		(後述注 10 参照)
担当者	ガバメントクラ	1 又は	ガバメントクラウド	ガバメントク	ガバメントクラウド運用管
	ウド運用管理補	複数	個別領域利用権限	ラウド運用管	理補助者が付与を受ける権
	助者の役職員			理補助者	限
委託先担	ガバメントクラ	1 又は	担当者の有する権限	ガバメントク	ガバメントクラウド運用管
当者	ウド運用管理補	複数	のうち、担当者が設定	ラウド運用管	理補助者が業務の一部を再
	助者が指定する		する任意の権限	理補助者	委託する事業者に設定する
	者				ことが考えられる

② ガバメントクラウド単独利用方式の場合

ガバメントクラウド個別領域利用権限を付与された地方公共団体は、当該地方公共団体の職員の中から指定した者(②において「管理者」という。)にガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理をさせるとともに、当該管理者の行為について責任を負うものとする。管理者以外にガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理をさせてはならない⁸。

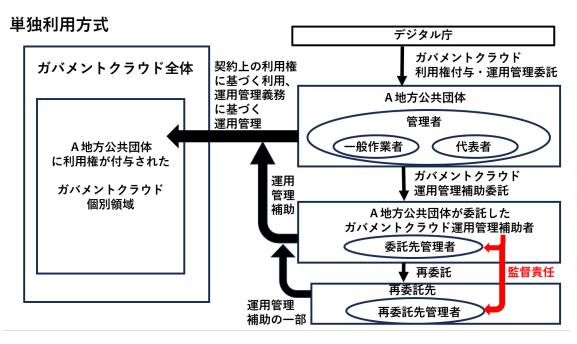
また、ガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの運用管理に関する業務を委託する場合には、委託を受けた者のうち当該地方公共団体が必要と認める者(②において「委託先管理者」という。)に、ガバメントクラウド個別領域利用権限を付与することができる。

この際、当該地方公共団体は、委託先管理者がガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスの利用に関する規定を遵守するよう監督するとともに、ガバメントクラウド個別領域利用権限に基づき委託先管理者が行った行為について責任を負うものとする。また、委託先管理者は、その業務を再委託(再々委託等を含む。)する場合、当該委託先管理者に付与された権限の範囲内において再委託先の事業者(②において「再委託先管理者」という。)に対し業務に必要な権限を付与することも考えられる。この際、委託先管理者は、当該権限を利用して再委託先管理者が行った行為について責任を負うものとする。

⁸ 地方公共団体は、管理者として代表者と一般作業者をそれぞれ指定する。ガバメントクラウド個別領域を割り当てる際に設定する代表者については、ガバメントクラウド個別領域に関する全権限を有するが、原則として権限を行使するものではない。職務に応じて必要な権限のみが付与された一般作業者として業務を行う。

管理者、委託先管理者、再委託先管理者の位置づけも含めた単独利用方式における各主体の関係を図示すると図 6 のとおりとなる。

図6 単独利用方式における各主体の関係図



ガバメントクラウド個別領域利用権限の具体的な権限設定については、次の表のとおり 行う。

表 3 ガバメントクラウド単独利用方式におけるガバメントクラウドの利用に係る諸権限

本文書に	設定を受ける者	数	設定される権限	設定す	備考
おける名				る者	
称					
管理者(代	地方公共団体の職	1	ガバメントクラウド個別	デジタ	・原則として行使しない
表者)	員		領域利用権限に係る全権	ル庁	
			限		
管理者 (一		1 又	ガバメントクラウド個別	管理者	
般作業者)		は複	領域利用権限に係る全権		
		数	限(ガバメントクラウド個		
			別領域の削除権限を除く)		
委託先管	ガバメントクラウ	1 又	・ガバメントクラウド個別	管理者	
理者	ド運用管理補助者	は複	領域利用権限のうち、管理		
	の役職員であっ	数	者が設定する任意の権限		
	て、地方公共団体		・再委託先管理者の設定権		
	が指定する者		限		
再委託先	ガバメントクラウ	1 又	委託先管理者の有する権	委託先	ガバメントクラウド運用管
管理者	ド運用管理補助者	は複	限のうち、委託先管理者が	管理者	理補助者が業務の一部を再
	が指定する者	数	設定する任意の権限		委託する事業者に設定する
					ことが考えられる

4. ガバメントクラウド共同利用方式における責任分界

4.1 システム管理上の責任分界

① クラウドサービスの提供、保守及び運用

デジタル庁は、地方公共団体に対し、IaC⁹等の手法による最低限のセキュリティ設定等を 反映したガバメントクラウド個別領域を割り当てる。

ガバメントクラウド運用管理補助者は、「ガバメントクラウド運用管理補助委託契約」の 範囲内でガバメントクラウド個別領域のクラウドサービス等を利用して、標準準拠システム等の運用管理を行う。

また、デジタル庁は、例外的な場合を除いて個別領域にアクセスできない設計としている。

【デジタル庁による個別領域への例外的なアクセス】10

例外的にデジタル庁が個別領域にアクセスし、情報を取得及び保管するのは、以下の安 定運用やセキュリティ維持のために必要な処理の場合に限定される。

- ① ガバメントクラウド個別領域の作成及び初期設定
- ② 利用権限の付与のための自動処理(※)
- ③ システムログ、監査ログ、アラートの自動収集
- ④ リソースの稼働・構成情報、セキュリティ設定、請求情報の収集(※)
- ⑤ 事前に連絡周知してから行う環境のアップデート作業

その際、地方公共団体のデータの機密性は以下の措置により担保される。

- i. デジタル庁は地方公共団体が管理するストレージ内データやデータベース内デー タにはアクセスせず、システム関係情報のみへアクセスする。
- ii. デジタル庁が取得及び保管する情報は、メタデータに限られ、地方公共団体情報 システムのストレージ領域やデータベースに保管される業務データ等は一切含ま ない。
- iii. 地方公共団体が管理するストレージ内データやデータベース内データは個別領域 固有の暗号鍵を地方公共団体もしくは同団体から業務委託されたガバメントクラウド運用管理補助者が管理し、同鍵を用いて暗号化することにより、地方公共団体主体でデジタル庁のアクセスを除外できる。
- iv. 地方公共団体が管理するストレージやデータベースのアクセス権限は地方公共団体もしくは同団体から業務委託された運用管理補助者の管理により、地方公共団体主体でデジタル庁のアクセスを除外できる。
- v. デジタル庁が取得及び保管する情報は機密性を確保すべき情報として取り扱い、

⁹ Infrastructure as Code: インフラ構築作業や構成・変更管理をコード(プログラム)で実行する技術やそれを用いたプロセス

¹⁰ (※) 印がある項目は、今後の開発も含み、開発できるまでは実現しない、もしくは手動での処理となる。

デジタル庁の責任において厳格に管理し、ガバメントクラウド全体の安定運用や セキュリティを維持する目的以外に用いない。

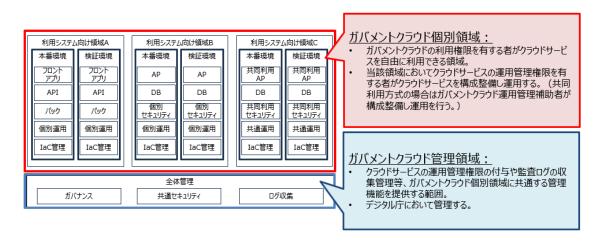
- vi. システム構成の変更操作はすべてログに記録され地方公共団体や運用管理補助者が任意のタイミングで確認することができ、デジタル庁や外部からアクセスがないことを確認できる。
- vii. デジタル庁はアクセスの有無、アクセスに関する設定変更の有無についての レポートを地方公共団体に必要に応じて定期的に提供し、レポートを含めた これら運用に関して第三者からの監査を受ける。(※)

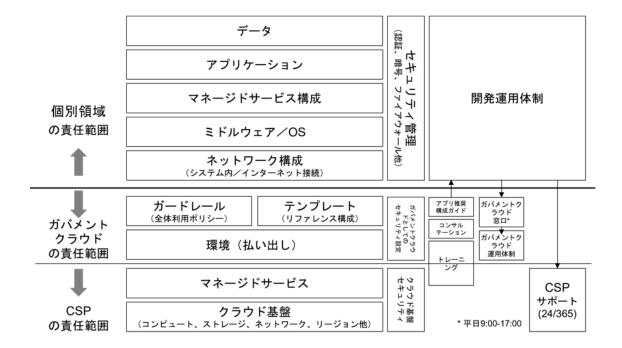
今後の運用の中で上記の例外を見直す必要が生じた際は、本文書を改訂し、周知連絡したうえで変更する。

上記を踏まえ、次のとおりとする。

- (a) システム管理上は、ガバメントクラウド個別領域とガバメントクラウド個別領域以外の領域の境界を責任分界点とし、ガバメントクラウド運用管理補助者はガバメントクラウド個別領域において、デジタル庁はガバメントクラウド個別領域以外の領域において、必要なシステム管理を行うことを基本とする。
- (b) ガバメントクラウド個別領域内については、CSP が管理するプラットフォームや物理的設備等は CSP の責任範囲 11 となる。
- (c) デジタル庁は、自ら提供するガバメントクラウド内のテンプレート (④参照) に関する責任を負うが、地方公共団体に対してガバメントクラウドに関するクラウドサービスを提供するのはデジタル庁であるため、地方公共団体等との関係において、デジタル庁の責任範囲はテンプレート及び CSP の責任範囲をあわせたものとなる。
- (d) CSP との契約主体はデジタル庁であり、地方公共団体は CSP とは直接の契約は行わない。デジタル庁が地方公共団体に対して責任を履行した場合で、CSP に責任が認められる場合、デジタル庁は CSP に対して別途責任を追及する。

¹¹ 具体的な責任範囲については、デジタル庁・CSP間の契約により定まる。両者間で責任範囲を変更した場合、デジタル庁は地方公共団体に通知する。





② 電気通信回線の確保及び維持

ガバメントクラウドの利用に係る電気通信回線 12 については、ガバメントクラウドを利用する各地方公共団体が確保及び維持する責任を負う。

③ 地方公共団体が格納したデータのバックアップを行う責任

 $^{^{12}}$ 地方公共団体の庁内システムからガバメントクラウドへの接続回線として、令和 6 年 10 月 には LGWAN が利用可能となる予定である。

地方公共団体は、自らがガバメントクラウドに格納したデータについて管理責任を負うとともに、当該データのバックアップを行う責任を有する。なお、地方公共団体のバックアップ先はオンプレミス、ガバメントクラウドの他リージョン等、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」を満たす限りにおいて、手法は問わない。

④ 情報セキュリティ対策

地方公共団体は、地方公共団体が利用する標準準拠システム等の整備及び運用に当たっては、総務省が作成する地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン及び地方公共団体を含めた官民共通の枠組みである「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」等の国の指針を参考にしながら、セキュリティ対策を行うものとする。

情報セキュリティについては、①に規定したシステム管理責任に対応する範囲内においてそれぞれの主体が適切に対策を行うことを基本とする。

このため、地方公共団体、ガバメントクラウド運用管理補助者は、①に規定したシステム管理上の責任の範囲内で情報セキュリティ対策を行うが、これに関し、デジタル庁は、CSPに応じて自らガバメントクラウド個別領域を割り当てる際に、監査ログの収集に関するサービスの削除防止等、情報セキュリティ上最低限必要となる機能についてテンプレート(自動適用テンプレート)を設定し有効化する。その上でガバメントクラウド運用管理補助者は、追加設定が施されたテンプレート(必須適用テンプレート)を設定する。

また、参考情報として、デジタル庁はガバメントクラウド運用管理補助者がガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスを運用管理する際にサンプルとなるテンプレート(サンプルテンプレート)を提供するため、ガバメントクラウド運用管理補助者は必要に応じこれを活用する。

地方公共団体、ガバメントクラウド運用管理補助者は、これらの活用も含め、利用申請を 行う際に、ガバメントクラウド個別領域においてガバメントクラウド運用管理補助者が行 うべき非機能要件の標準等で求められる情報セキュリティ対策を自らの責任において定め る。ガバメントクラウド運用管理補助者は、当該利用申請に定められた対策を行う。

表 4 テンプレート一覧

	テンプレート適用	適用タイミング	セキュリティ関連サービスの各種設定	各種リソースの構築・設定
自動適用テンプ レート	デジタル庁にて適用済	環境払い出し時	・予防的統制に係るサービスの設定 ・発見的統制に係るサービスの設定	環境に対する初期設定
必須適用テンプ レート	利用システム側にて適 用(必須) (初回適用後カスタマイ ズ可)	・環境払い出し 時 ・バージョンア ップ時	・予防的統制に係るサービスの設定 ・発見的統制に係るサービスの収集対象とすべき情報の設定 ・発見的統制に係るサービスによる不正検出時 の通知先の設定	
サンプルテンプレート	利用システム側にて適 用(任意) (カスタマイズして適 用)	環境構築時		・VPC構築・各種リソースの構築(サンブル 構成を活用)・監視通知設定

⑤ 情報セキュリティインシデント発生時の責任分界

インシデント発生時の個人情報保護委員会への報告等の取り扱いについては、個人情報 保護委員会と協議の上、別途定める。

4.2 SLA¹³

デジタル庁は、CSP が提供するクラウドサービスにおける SLA に基づき、ガバメントクラウドの各クラウドサービスに関するサービスレベルを提示した上で、ASP の提供する標準準拠システム等を利用しようとする地方公共団体と、SLA に関する条件を含む「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」を締結する。

当該 SLA においてデジタル庁が行う結果対応 ¹⁴には、主に財務上の対応(金銭的な補償の設定)、運用上の対応(リソースの増強や代替手段の適用)、契約上の対応(中途契約解除条件の設定)等を含めるものとする。

財務上の対応については、SLA の不充足によりデジタル庁が CSP から利用料の減額等を受けた場合には、当該減額等に応じて、地方公共団体がデジタル庁に負担するクラウドサービス利用料の一部又は全部を控除するものとする。

一方で、財務上の対応以外の対応(運用上の対応や契約上の対応等)については、デジタル庁と CSP との契約の範囲内で対応することとする。

なお、ASP が地方公共団体に対して標準準拠システム等について SLA を設定している場合については、ASP の責任範囲において、利用料の減額等 SLA に財務上の対応を設定する

 $^{^{13}}$ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和 5 年 3 月版)」iii-150 参照

^{14 「}SaaS 向け SLA ガイドライン」(平成 20 年 1 月 経済産業省) P.25 参照

ことを妨げるものではないが、この場合に、ガバメントクラウドの影響により、SLA の設定値を下回った場合における ASP の財務上の対応について、デジタル庁は責任を負わない。したがって、ガバメントクラウドの影響により、SLA の設定値を下回った場合には免責される旨の免責条項を ASP が規定することも想定される。

4.3 ガバメントクラウドに起因して地方公共団体に発生した損害の賠償責任

① CSP の帰責事由により地方公共団体に損害が発生した場合

例えば、CSP のガバメントクラウドのメンテナンスの不備が原因で地方公共団体が損害 15 を受けた場合等が考えられる。

このように CSP に帰責性がある場合、

- ・ 地方公共団体はデジタル庁に対して損害賠償請求をし(図8・①)、
- ・ デジタル庁は当該損害について CSP に対して損害賠償請求を行い ($\boxtimes 8 \cdot 2$)、
- ・デジタル庁は CSP から賠償金の弁済を受領できた金額(図 $8 \cdot 3$)を上限として、地方公共団体に対して損害賠償責任を負うこととする(図 $8 \cdot 4$) 16 。

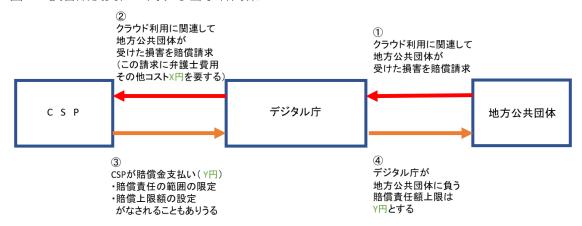
¹⁵ SLA が満たされないことに起因して発生する損害を含む。

¹⁶ このような枠組みを採用することには、下記の理由から合理性がある。

⁽i) 地方公共団体と CSP の間に直接の契約関係がないため、地方公共団体は CSP の契約不履行責任を直接追及することができない。ただし、民事責任においては、契約上の債務者の故意又は過失と信義則上同視すべき第三者の故意又は過失があった場合、債務者に故意又は過失ありとする「履行補助者の故意・過失」の考え方があるところ、デジタル庁の裁量で起用した CSP に故意又は過失があった場合には、信義則上デジタル庁に故意又は過失ありとしてデジタル庁が地方公共団体に対して契約不履行の責任を負うとされることがありうる。

⁽ii) CSP は民間向けクラウド利用契約において契約不履行の賠償責任の上限額を設定しており、デジタル庁との契約でも同様の設定が行われている。したがって、地方公共団体が上記(i)のようにデジタル庁に請求できる契約不履行に基づく損害賠償請求額について、デジタル庁が CSP から受領できた賠償金額を上限とすることにも合理性がある。

図8 損害賠償責任に関する当事者関係



② CSP に帰責性がなく、デジタル庁に帰責性がある場合 デジタル庁は、地方公共団体に対して損害賠償責任を負う。

4.4 個人情報等の取扱い

① 番号法上の整理

デジタル庁は、ガバメントクラウドの提供に当たり、個人の権利利益を保護しつつ、地方公共団体の保有する個人番号をその内容に含む電子データを自ら取り扱わない旨を「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」において定めるとともに、4.1 のとおり、デジタル庁は、ガバメントクラウド個別領域へのアクセスをすることができない。

その結果、デジタル庁が行うガバメントクラウドを利用する環境を提供することは、番号法に規定する個人番号利用事務等の委託に該当しないこととなる ¹⁷。

② 安全管理措置の内容

地方公共団体は、ガバメントクラウドに対する監督義務を課されることなく、番号法に基づき、自ら適切な安全管理措置を講ずることによって、ガバメントクラウド上で特定個人情報を取り扱う情報システムを構築することが可能である ¹⁸。また、当該データのうち個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)等を踏まえつつ、外的環境の把握を含

_

^{17 「}特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q&A Q3-12 同旨

^{18 「}特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」及び「(別冊)金融業務 における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する Q&A Q3-13 同旨

む必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要がある19。

デジタル庁は、地方公共団体における円滑かつ適切な安全管理措置の実施に資するよう、 地方公共団体が実施することが望ましい安全管理措置の内容について参考となる情報やセ キュリティ設定に関する情報を提供する。

また、地方公共団体は、自ら実施する安全管理措置の実施に必要な範囲において、デジタル庁に対して、追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることができる。デジタル庁は、当該求めの内容が CSP の管理責任の範囲にある場合は、CSP に追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることとする。

③ 個人情報以外の秘密情報

個人情報以外の秘密情報についても②に準じるものとする。

④ ガバメントクラウドに格納されるコンテンツに関する法令遵守責任 地方公共団体は、個人情報に限らず、地方公共団体の責任範囲とされる領域に格納される コンテンツのデータについて、関連する法令に適合するものとする責任を負う。

5. ガバメントクラウド単独利用方式における責任分界

5.1 システム管理上の責任分界

① クラウドサービスの提供、保守及び運用

デジタル庁は、地方公共団体に対し、IaC等の手法による最低限のセキュリティ設定等を 反映したガバメントクラウド個別領域を割り当てる。

地方公共団体は、「ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約」の範囲内でガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスを利用して、標準準拠システム等の運用管理を行う²⁰。

また、デジタル庁は、例外的な場合を除いてクラウドサービスにアクセスできない設計としている。例外的にデジタル庁によるクラウドサービスへのアクセスがなされる場合は、共同利用方式の場合と同様である(4.1①参照)。

¹⁹ ガバメントクラウド個別領域内の個人情報について、地方公共団体との委託契約等に基づき、ガバメントクラウド運用管理補助者及び ASP が個人データを取り扱うこととなる場合には、これらの委託先において個人情報保護法第 23 条の規定に基づく安全管理措置を講ずる必要があるほか、地方公共団体においても、自身が講ずる安全管理措置として、これらの委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、当該場合において、ガバメントクラウド運用管理補助者及び ASP に対しては、個人情報保護法第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、行政機関等における安全管理措置義務に関する規定が準用されることにも留意する必要がある。

²⁰ 運用管理について運用管理補助者に委託することも考えられる。

上記を踏まえ、次のとおりとする。

- (a) システム管理上は、ガバメントクラウド個別領域とガバメントクラウド個別領域以外の領域の境界を責任分界点とし、地方公共団体はガバメントクラウド個別領域において、デジタル庁はガバメントクラウド個別領域以外の領域において、必要なシステム管理を行うことを基本とする。
 - (注) 4.1①(b)、(c)及び(d)、②並びに③については、単独利用方式においても同様。

② 情報セキュリティ対策

情報セキュリティについては、①に規定したシステム管理責任に対応する範囲内においてそれぞれの主体が適切に対策を行うことを基本とする。

このため、地方公共団体は、①に規定したシステム管理上の責任の範囲内で情報セキュリティ対策を行うが、これに関し、デジタル庁は、CSPに応じて地方公共団体に対しガバメントクラウド個別領域を割り当てる際に、監査ログの収集に関するサービスの削除防止等、情報セキュリティ上最低限必要となる機能についてテンプレート(自動適用テンプレート)を設定し有効化する。その上で地方公共団体は、追加設定が施されたテンプレート(必須適用テンプレート)を設定する。

また、参考情報として、デジタル庁は地方公共団体がガバメントクラウド個別領域のクラウドサービスを運用管理する際にサンプルとなるテンプレート (サンプルテンプレート)を提供するため、地方公共団体は必要に応じこれを活用する。

地方公共団体は、これらの活用も含め、ガバメントクラウド個別領域において非機能要件 の標準等で求められる情報セキュリティ対策を自らの責任において行う。

(注) 4.1⑤については、単独利用方式においても同様。

5.2 SLA

(注) 4.2 について、単独利用方式においても同様。

5.3 ガバメントクラウドに起因して地方公共団体に発生した損害の賠償責任

(注) 4.3 について、単独利用方式においても同様。

5.4 個人情報等の取扱い

(注) 4.4 について、単独利用方式においても同様。